

# 支部ネット通信

2022年  
1月号



## 目次

◆事務局からのお知らせなど ..... 1  
 ■会員数 ..... 1

■令和3(2021)年度第3回評議員会(臨時)議事録 ..... 3  
 ■令和3(2021)年度第4回理事会(定例)議事録 ..... 4  
 ■令和3(2021)年度連携団体全国総会報告 ..... 6

### ◆事務局からのお知らせなど

#### ■総務室より

#### ■会員数

1月5日時点の会員数は33,500人で、先月と比べ28人減少しました。

12月の入会・退会者数(表1)をみますと、入会者数は退会者数より71人少なくなっています。

12月1日付の入会者数は158人で、前年同月の入会者数172人と比べ14人減少しました。

また、12月末日付の退会者数は229人で、前年同月の退会者数216人と比べ13人増加しました。

なお、会員の増減は入会者数と退会者数のほかに、会費切れ退会となった後に会費が支払われ会員として復活した人数によって決まります。

表1. 12月の入会・退会者数

	入会者数	退会者数
個人特別会員	13 人	17 人
総合会員(おおぞら会員)	31 人	72 人
本部型会員(青い鳥会員)	28 人	37 人
支部型会員(赤い鳥会員)	57 人	60 人
家族会員	29 人	43 人
合計	158 人	229 人
年度累計	1,531 人	※

※会費切れ退会となった後に会費が支払われ会員として復活する方がいらっしゃるため、退会者数の年度累計は、実際の退会者数とずれた数字となります。

※上記集計は速報値になります。

#### ●都道府県および支部別会員数

野鳥誌贈呈者数を除いた数を掲載します。

表2. 都道府県別の会員数(1月5日時点)

都道府県	会員数	前月比
北海道	1,623 人	-6 人

青森県	233 人	-2 人
岩手県	355 人	-6 人
宮城県	513 人	3 人
秋田県	252 人	-2 人
山形県	218 人	1 人
福島県	539 人	1 人
茨城県	809 人	-2 人
栃木県	724 人	2 人
群馬県	586 人	2 人
埼玉県	1,980 人	11 人
千葉県	1,482 人	-6 人
東京都	4,605 人	8 人
神奈川県	3,158 人	-26 人
新潟県	363 人	1 人
富山県	192 人	3 人
石川県	274 人	-4 人
福井県	214 人	1 人
山梨県	247 人	-5 人
長野県	830 人	0 人
岐阜県	463 人	3 人
静岡県	1,221 人	-11 人
愛知県	1,542 人	7 人
三重県	433 人	2 人
滋賀県	299 人	4 人
京都府	796 人	3 人
大阪府	1,911 人	-2 人
兵庫県	1,263 人	-3 人
奈良県	478 人	0 人
和歌山県	202 人	0 人
鳥取県	217 人	4 人
島根県	201 人	1 人
岡山県	534 人	-5 人
広島県	569 人	-10 人
山口県	334 人	1 人
徳島県	305 人	-1 人
香川県	186 人	5 人
愛媛県	335 人	-2 人
高知県	113 人	1 人
福岡県	1,221 人	2 人

佐賀県	194 人	3 人
長崎県	212 人	-4 人
熊本県	372 人	-7 人
大分県	217 人	1 人
宮崎県	241 人	-1 人
鹿児島県	321 人	2 人
沖縄県	84 人	1 人
海外	9 人	0 人
不明	30 人	4 人
全国	33,500 人	-28 人

備考：不明は転居先が不明の会員を示します。

表3. 支部別の会員数（1月5日時点）

支部	会員数	前月比
オホーツク支部	248 人	-4 人
根室支部	75 人	0 人
釧路支部	143 人	-1 人
十勝支部	167 人	0 人
旭川支部	77 人	-1 人
滝川支部	41 人	0 人
道北支部	27 人	1 人
江別支部	22 人	0 人
札幌支部	292 人	-2 人
小樽支部	58 人	-1 人
苫小牧支部	157 人	4 人
室蘭支部	129 人	-2 人
道南檜山	64 人	1 人
青森県支部	114 人	-3 人
弘前支部	115 人	-1 人
秋田県支部	240 人	-6 人
山形県支部	189 人	-2 人
宮古支部	78 人	-2 人
もりおか	154 人	1 人
北上支部	95 人	-1 人
宮城県支部	482 人	2 人
ふくしま	140 人	0 人
郡山支部	149 人	-2 人
白河支部	27 人	0 人
会津支部	56 人	0 人
奥会津連合	6 人	0 人
いわき支部	88 人	0 人
福島県相双支部	16 人	0 人
南相馬	15 人	0 人
茨城県	722 人	-6 人
栃木県支部	690 人	2 人
群馬	508 人	1 人
吾妻	44 人	0 人
埼玉	1,471 人	12 人
千葉県	895 人	-8 人
東京	2,580 人	-3 人
奥多摩支部	752 人	0 人
神奈川支部	2,100 人	-27 人
新潟県	269 人	2 人
佐渡支部	36 人	0 人

富山	172 人	0 人
石川	252 人	-6 人
福井県	209 人	-1 人
長野支部	408 人	-1 人
軽井沢支部	169 人	0 人
諏訪支部	227 人	3 人
木曾支部	20 人	-1 人
伊那谷支部	69 人	-1 人
甲府支部	181 人	-3 人
富士山麓支部	53 人	-1 人
東富士	63 人	1 人
沼津支部	141 人	0 人
南富士支部	229 人	-1 人
南伊豆	37 人	0 人
静岡支部	315 人	-3 人
遠江	369 人	-3 人
愛知県支部	1,147 人	-1 人
岐阜	450 人	2 人
三重	373 人	0 人
奈良支部	413 人	-1 人
和歌山県支部	210 人	0 人
滋賀	293 人	3 人
京都支部	739 人	3 人
大阪支部	1,767 人	-2 人
ひょうご	963 人	1 人
鳥取県支部	229 人	1 人
島根県支部	193 人	1 人
岡山県支部	508 人	-5 人
広島県支部	491 人	-2 人
山口県支部	310 人	1 人
香川県支部	146 人	6 人
徳島県支部	325 人	-2 人
高知支部	101 人	1 人
愛媛	310 人	-4 人
北九州支部	254 人	-2 人
福岡支部	535 人	-1 人
筑豊支部	223 人	1 人
筑後支部	160 人	1 人
佐賀県支部	237 人	-1 人
長崎県支部	204 人	-3 人
熊本県支部	359 人	-7 人
大分県支部	205 人	1 人
宮崎県支部	232 人	0 人
かごしま県支部	302 人	1 人
やんばる支部	53 人	0 人
西表支部	43 人	0 人
	28,220 人	-71 人

備考：支部別の会員数の合計は、都道府県別の会員数の合計と異なります。これは、本部型（青い鳥）会員や支部に所属されていない個人特別会員が支部別の会員数に含まれないためです。

（総務室／三浦 岳志）

## ■令和3(2021)年度第3回評議員会(臨時)議事録

- 1 日時 令和3年12月6日(月)  
午後3時02分~午後4時07分
- 2 開催場所 当財団会議室  
品川区西五反田3-9-23丸和ビル3階
- 3 出席者 評議員総数 6名(敬称略、五十音順)  
出席評議員 6名  
上田 恵介  
(以下、5名はWeb会議での出席)  
岩切 久、上原 治也、黒澤 信道、  
河野 博子、小林 みどり  
  
出席理事 遠藤 孝一、狩野 清貴、葉山 政治  
  
出席監事 曾我 千文、新實 豊  
(全員、Web会議での出席)  
  
事務局 五十嵐 真(総務室長)  
林山 雅子(総務室員)  
松井 華奈(総務室員)
- 4 議長 上田 恵介

### 5 議事の経過の要領及びその結果

葉山政治常務理事が開会を宣言し、その後、上田恵介評議員長から挨拶があった。また、本評議員会は、Web会議システム(Zoom)を利用し行う旨が述べられ、出席者が一同に会すると同等に適時・的確な意見表明が互いにできる状態になっていることが確認された。引き続き、葉山常務理事より、本評議員会は定款第22条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立している旨、報告があった。

議事録署名人名については、定款第24条の規定により、出席した評議員長及びその会議において選任された1人となっており、評議員長の他、小林みどり評議員が選任され、本人も承諾し、直ちに議案の審議に入った。

### 6 報告事項

#### (1) 令和3(2021)年度補正予算の件

五十嵐真総務室長より、配布資料「令和3(2021)年度(第11期)補正予算書」のⅡ 指定正味財産増減の部 指定正味財産期首残高の補正予算額を、1,098,042千円から1,115,060千円に、また、配布資料「令和3(2021)年度(第11期)補正予算書 増減額の大きな科目」の2)経常費用(1)事業費 租税公課の理由等を、「消費税約3,000千円増ほか」に修正してほしい旨の説明がされた。

遠藤理事長より、経常収益は、当初予算に比べ53,697千円増の992,537千円、また経常費用は、当初予算に比べ47,045千円増の1,031,618千円、この結果、当期一般正味財産は、当初予算に比べ5,278千円好転し42,586千円の減額となり、期末残高は、947,621千円、指定正味財産は、当初予算に比べ72,003千円好転し29,701千

円の減額となり、期末残高は、1,085,359千円となり、両者を合わせた正味財産期末残高は、2,032,980千円となる2021年度補正予算について、資料に基づき説明がされた。

岩切久評議員より、「令和3(2021)年度(第11期)補正予算書」のⅠ一般正味財産増減の部 1.経常増減の部 1)経常収益 (5)受取寄付金の増減の「0」とはとるべきではないかとの意見が出され、遠藤理事長より、ご指摘の通り、削除する旨、回答がされた。

五十嵐総務室長より、「令和3(2021)年度(第11期)補正予算書 増減額の大きな科目」 2)経常費用(1)事業費 給料手当の理由等の給与手当2,500千円増は、予算時より嘱託職員1名増、人事異動による手当額の増減の積上げ等によると追加説明がされた。

(2) 令和4(2022)年事業計画及び予算編成方針の件  
狩野副理事長より、事業計画については、ビジョン2030に基づいた展開とし、公益事業部門とそれを支えるほかの各部門との連携の強化を図る、特に、今年度新設された共生推進企画室を中心に、各室の連携を強化し当会の成果を会員・支援者及び寄付等の増加に結び付ける「支援者拡大サイクル」構築につなげる内容であると資料に基づき説明がされた。また、予算については、資金収支ベースで収支均衡を目指し、会全体の会費、寄付、受託事業等の収入及び収益事業の収入額と利用可能な特定預金等の範囲内での支出とする、加えて、四大財源(会費、寄付・特定預金、受託事業、販売事業)の収支改善と利益率向上を図るとともに、業務の効率化省力化を進める内容であると、資料に基づき説明がされた。なお、この方針は、9月時点で議決された内容であり、オミクロン株(コロナ)等の状況は加味していない、また、長靴の売上は、現在、上向きであると追加説明がされた。

上原治也評議員より、コロナ禍の状況はドラスチックに変わる可能性がある中で、期中で臨機応変に対応できるようにすべきであると意見が出され、狩野副理事長より、事業計画及び予算編成には、コロナ禍を見据えて作成するように依頼していると説明がされた。

黒澤信道評議員より、長靴の売上は現在伸びているという報告があったが、売上増の理由等についての分析はできているのかとの質問がされ、狩野副理事長より、長靴の売上に直結する音楽フェスティバル等が再開されたことによると説明がされ、遠藤理事長より、当会のボードウォッチング長靴は、自然観察時に使用される以上に、音楽フェスティバル等の野外イベント参加者に利用されているため、次年度以降、野外イベントが通常通り再開されれば、長靴の売上はさらに上向き可能性が考えられると説明がされた。また、遠藤理事長より、当会のロゴマークについては、Tシャツ等の衣類、テント関連商品等に対するロイヤリティ契約の締結をしており、次年度以降は、それに係る収益が期待できると説明がされた。

五十嵐総務室長より、物品販売事業については、原油高等の影響で、長靴等の仕入値が上がるなどの厳しい状況は続いていると追加説明がされ、遠藤理事長より、毎月、執行役員、普及室(販売部門担当)、総務室(経理担当)で、物販事業の経常利益率、在庫回転率等を基に、着実に収益を上げられるように検討を重ねていると説明がされた。

上田評議員長より、コロナ禍における長靴以外の物販販売状況について質問がされ、葉山常務理事より、これまでは印刷版のカタログのみの発行だったが、今年度からデジタルカタログの発行を開始した、また、Amazonに主力商品も設置しており、コロナ禍の巣ごもり需要にこたえる形となり、売り上げに貢献していると説明がされた。

(3) 令和3(2021)年度第2回及び第3回理事会の結果の件

遠藤理事長より、令和3(2021)年度第2回理事会の結果については、令和3(2021)年度第1回評議員会における理事の選任の結果を受けて「理事長選任の件」、「副理事長選任の件」、「常務理事選任の件」、「理事会招集権者順序決定の件」、「理事会議長代行順序の件」、「役員改選に伴う常勤役員の年間報酬額決定の件」、「参与委嘱の件」を議決した旨、資料に基づき説明がされ、令和3(2021)年度第3回理事会については、「第2回評議員会召集の件」、「第3回評議員会召集の件」、「補正予算の件」、「事業計画及び予算編成方針の件」、「野鳥保護区購入の件」、「寄付金取扱規程改定の件」、「監事監査規程制定の件」、「顧問委嘱の件」が議決され、「理事の職務執行状況の件」、「支援者拡大サイクル構築プロジェクトチーム進捗報告の件」、「資金運用状況の件」が報告された旨、資料に基づき説明がされた。

狩野副理事長より、令和3(2021)年度第3回理事会において議決された「寄付金取扱規程改定の件」の補足として、信託銀行経由で不動産や有価証券等による遺贈等の問合せが増加しており、これまでの換価処分したもののみ受入れるとした方針をあらため、不動産や有価証券等の現物遺贈についても積極的に受入れ、遺贈拡充に努める旨の説明がされた。また、遠藤理事長より、包括遺贈及び不動産遺贈のリスク等の記載、詳細な留意点及び手続き等を含めた細則を制定し運用する旨、追加説明がされた。

議長は以上をもって全部の報告を終了した旨を述べ、午後4時07分閉会を宣言し解散した。

以上の議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人がこれに記名押印する。

令和3年12月15日

公益財団法人 日本野鳥の会臨時評議員会  
議長 上田 恵介  
議事録署名人 小林 みどり

以上

(総務室/林山 雅子)

## ■令和3(2021)年度第4回理事会(定例)議事録

- 開催日時 令和3(2021)年12月22日(水) 午後3時05分~午後5時20分
- 開催場所 当財団会議室  
東京都品川区西五反田3-9-23

- 丸和ビル3階  
3 出席者 理事現在数 7名  
出席理事 7名(五十音順)  
安西 英明  
遠藤 孝一  
笠原 逸子  
狩野 清貴  
鶴見 みや古  
葉山 政治  
見田 元

出席監事  
曾我 千文  
(以下1名はWeb会議システムで出席)  
新實 豊

傍聴  
上田 恵介(評議員長)  
(以下2名はWeb会議システムで出席)  
瀬古 智貴(職員労働組合委員長)  
手嶋 洋子(職員労働組合副委員長)

事務局  
五十嵐 真(総務室長)  
景山 誠(共生推進企画室長)  
松井 華奈(総務室員)  
林山 雅子(総務室員)  
(以下5名はWeb会議システムで出席)  
田尻 浩伸(自然保護室長  
兼施設運営支援室長代理)  
富岡 辰先(普及室長)  
大畑 孝二(施設運営支援室長  
兼自然保護室長代理)  
柵 さち子(広報室長)  
渡邊 順子(総務室長代理)

4 議長 理事長 遠藤 孝一

5 議決事項  
第1号議案 野鳥保護区購入の件  
第2号議案 参与再任の件

6 議事の経過の容量及びその結果  
理事会開催にあたり、冒頭、遠藤孝一理事長から挨拶があった。また、本理事会は、Web会議システム(zoom)を利用し行う旨が述べられ、出席者が一同に会するのと同等に適時・的確な意見表明が互いに行える状態になっていることが確認された。葉山政治常務理事が開会を宣言し、本理事会は定款第42条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立している旨の報告がされた。  
また、上田恵介評議員長及び職員労働組合から2名の傍聴者が出席している旨の報告がされた。  
なお、議事録署名人については、定款第44条に基づき、出席した代表理事及び監事とされており、遠藤理事長、狩野清貴副理事長、曾我千文監事及び新實豊監事が署名人となることを確認した後、次の議案の審議に入った。

(1) 第1号議案 野鳥保護区購入の件

田尻浩伸自然保護室長より、北海道沙流郡平取町内のシマフクロウ生息地(渡邊野鳥保護区シマフクロウ日高第3)の購入について、資料に基づき説明がされた。また、協定により、北海道幌泉郡えりも町内のシマフクロウ生息地を野鳥保護区(渡邊野鳥保護区シマフクロウ日高第1及び日高第2の増補)に設置した旨の報告がされた。

遠藤理事長より、協定により増補した保護区に係る経費について質問がされ、田尻自然保護室長より、費用は発生していないと回答がされた。

見田元理事より、協定により増補した野鳥保護区の方針について質問がされ、田尻自然保護室長より、地権者の希望で協定としている、土地を手放す時は、売却候補先の筆頭とすることを協定書に記載しており、購入につなげる方針であると回答がされた。

審議を経て、議長がこの賛否を諮ったところ、全員が異議なくこれを承認した。

(2) 第2号議案 参与再任の件

狩野副理事長より、一般社団法人日本望遠鏡工業会の高堀幸夫氏を、当会の主催する探鳥会や双眼鏡・望遠鏡体験会及び各連携団体が主催する探鳥会への助言をお願いするため、参与として再任したい旨資料に基づき説明がされた。

曾我監事より、高堀参与の就任時期について質問がされ、富岡辰先普及室長より、2020年4月1日に就任しており、1回目の再任となると回答がされた。

笠原逸子理事より、双眼鏡・望遠鏡体験会は、売上増につながっているのかとの質問がされ、富岡普及室長より、販売の場の拡大となっており、大いに貢献していると回答がされた。

遠藤理事長より、双眼鏡・望遠鏡体験会等に係る高堀参与の件費について質問がされ、富岡普及室長より、交通費のみであると回答がされた。

審議を経て、議長がこの賛否を諮ったところ、全員が異議なくこれを承認した。

7 報告事項

(1) 令和3(2021)年度事業進捗の件

各室より、担当事業の進捗状況について、概ね計画通りに推移している旨、資料に基づき報告がされた。

見田理事より、ツバメの普及事業の「ツバメの営巣環境を保全する企業・団体の表彰・広報」について、企業としてこのような取組みの表彰は、顧客や従業員へのアピールとなると考えられる、ぜひ積極的に進めてほしいと意見が出され、富岡普及室長より、連携団体全国総会(11月14日オンラインで開催)において、連携団体に推薦依頼をしている、次年度も同程度の表彰件数が見込まれると説明がされた。

曾我監事より、野鳥生息情報の収集と発信の「eBird Japan」について、渡り鳥保全に役立ち、個人も楽しめる有効なツールである、広報をどう進めるのかとの質問がされ、葉山常務理事(担当理事(自然保護室))より、次年度の愛鳥週間を目処に、アカウント登録者数拡大を目指しチラシを作成していると回答がされ、柵さち子広報室長より、協賛企業であるサントリーホールディングス株式会社に、当該ツ

ッターやフェイスブックでの広報協力を要請する予定であると回答がされた。

鶴見みや古理事より、タンチョウの保護の繁殖環境の保全の、野鳥保護区への侵入者対応のための巡回の一部を連携団体が実施していることについて質問がされ、田尻自然保護室長より、繁殖に関する情報には十分な配慮が必要であるので連携団体及び元地権者に委託していると回答がされた。

鶴見理事より、各事業の人工等について質問がされ、遠藤理事長より、予算及び決算報告時には補足資料として提出する旨の説明がされた。

鶴見理事より、オオジギの保護の日本鳥学会大会でのポスター発表について、タイトル等の記載も必要ではないかとの意見が出され、田尻自然保護室長より、人工等と同様に補足資料として提出していると回答がされた。

笠原理事より、絶滅のおそれのある種の保護の、種ごとの最終目標について質問がされ、田尻自然保護室長より、現在着手している種については、状況に応じて目標を設定している、最終目標設定、目標未達成の場合の対応については検討の準備を進めていると回答がされた。

笠原理事より、シマフクロウの保護について、現在、シマフクロウの生息地等は全て非公表だが、普及啓発のため、エコツアー等の取組みを検討してはどうかとの意見が出され、田尻自然保護室長より、野鳥保護区を活用したエコツアー等については、環境省と見せ方等の検討を進めていると回答がされた。

曾我監事より、コロナ禍でオンラインが活用されているが、オンラインの今後の課題について質問がされ、富岡普及室長より、対象別コンテンツの精査、音響機器等の導入検討であると回答がされた。

笠原理事より、オリジナル書籍の刊行で、書店やアマゾンを中心に流通させるとあるが、アマゾンの手数料について質問がされ、富岡普及室長より、卸販売と同等であると回答がされた。

(2) 令和3(2021)年度決算見込みの件

五十嵐総務室長より、公益事業会計の当期経常増減額は、92,692千円の減額、物品販売事業の収益事業等会計の当期経常増減額は、36,473千円の増額、法人全体として経常収益は、補正予算比13,7726千円増の1,006,309千円、経常費用は、補正予算比13,741千円増の1,045,359千円、税引後の当期一般正味財産増減額は、補正予算比1,038千円減の43,624千円の減額、また当期指定正味財産増減額は、39,640千円の減額を見込む2021年度決算見込について、資料に基づき報告がされた。また、資金収支ベースにおいて、補正予算に引き続き、決算見込においても収支均衡目標を達成しているとの報告がされた。

見田理事より、補正予算に比較して、指定正味財産の一般正味財産への振替額が縮小しているのは、物品販売事業収益増及びブローチ寄付等の受取寄付金増等が理由であり、地道な努力の結果である、また、最後まで努力を積み重ねてほしいと意見がされた。

(3) プロジェクトチームの一次答申の件

遠藤理事長より、12月21日付け提出された支援者拡大サイクル構築プロジェクトの一次答申について、審議した海洋プラスチック対策事業の目指すべきビジョンは、「海へのプラスチックの新たな流入のない、海鳥をはじめとした海洋生態系がこれ以上汚染されない社会」と定義し2030年までに目指すこと、当事業の受益者を保護対象の「海鳥」及び近い未来に脅威に晒される「人間」の二者とすること、ビジョン実現のため、「意識・行動の変革」、「法制度の変革」、「自然環境（主に海鳥・海洋生態系）の保護」の3点を到達概念とすること、到達すべき長期目標である最終アウトカムは「2030年には新規の使い捨てプラスチックの生産がされていない」、中期目標である中間アウトカムは「脱プラスチック戦略基本法案、ないし十分な効力のある法案・規制が成立し、施行されている」とすること、活動計画の基本的事項は、「政策立案者への働きかけ」、「消費者への働きかけ」、「海洋プラスチックの海鳥への影響に関する実態把握」とする内容であったと説明がされた。

また、同プロジェクトは、来年3月末まで事業計画再構築に向けた検討を重ね、中長期目標に向かうより具体的な事業計画及びファンドレイジング計画を盛り込んだ最終答申を、3月開催の令和3年度第5回理事会までに策定する予定であるとの説明がされた。

議長は以上をもって全部の議題を終了した旨を述べ、午後5時20分閉会を宣言し解散した。

上記の議事を明らかにするために議事録を作成し、遠藤理事長、狩野副理事長及び出席監事の名において記名、押印する。

令和3（2021）年12月23日

公益財団法人日本野鳥の会臨時理事会

議長	代表理事	遠藤	孝一
	代表理事	狩野	清貴
	監事	曾我	千文
	監事	新實	豊

以上

（総務室／林山 雅子）

■令和3(2021)年度連携団体全国総会報告

【日 時】 2021年11月14日（土）  
10時05分～16時10分  
【場 所】 公益財団法人日本野鳥の会  
西五反田事務所（東京都品川区）  
【開催方法】 ZOOM を利用したオンライン形式  
【参加者】 73名（40 連携団体 46 名、評議員及び役員 6 名（連携団体関係者 2 名は数外）、財団事務局 21 名）

【スケジュール】

- 10：05 会長（ビデオメッセージ）挨拶（上田会長）開  
会宣言（遠藤理事長）  
10：15 出席評議員・役員紹介（葉山常務理事）  
10：20  
1）.連携団体からのアンケート結果に基づく意見交  
換及び事例紹介（財団事務局・総務室、普及室）  
①.連携団体からのアンケート結果について  
②.コロナ禍の探鳥会運営について  
③.探鳥会以外の支部運営について（財団事務局 普  
及室）  
④.その他  
13：20  
2）.財団事務局（自然保護室）からの提案等（財団  
事務局・自然保護室）  
①.風発アセスの規模要件緩和について  
②.eBird について  
③.海洋プラスチックについて  
15：50  
3）.財団事務局（普及室）からの提案等（財団事務  
局・普及室）  
①.「ツバメの子育て応援事業」へのご協力のお願  
い  
②.探鳥会のリスクマネジメントについて  
③.「野鳥観察・撮影のマナーガイドライン」  
15：50  
4）.総括（遠藤孝一理事長）  
16：05 閉会宣言（狩野副理事長）

【記録】

◎10 時 05 分、所用のため欠席の上田会長からのビデ  
オメッセージを共有した後、遠藤理事長より、連携団  
体全国総会の開催が宣言された。  
◎10 時 15 分、葉山常務理事より、出席評議員（岩切久  
評議員、小林みどり評議員）及び役員（遠藤孝一理事  
長、狩野清貴副理事長、葉山政治常務理事、安西英明  
理事、鶴見みや古理事、新實豊監事）の紹介がされた  
後、プログラムが開始された。

- 1). 連携団体からのアンケート結果に基づく意見交換  
及び事例紹介  
①.連携団体からのアンケート結果について（財団事務  
局 総務室）  
五十嵐総務室長より、コロナに関する事前アンケー  
トの結果、「困っていること」は、探鳥会等のイベン  
トの中止、開催及び中止の告知方法、探鳥会等の開  
催及び中止の方針確定等の「探鳥会運営に関わるこ  
と」が多く、続いて、総会及び会議の中止及び縮小、  
担当者の負担増等の「支部運営に関わること」が多  
い結果となった、また、「対応、工夫」は、検温・ア  
ルコール・マスク等のコロナ対応、探鳥会等のイベ  
ントの中止、参加者限定での実施等の「探鳥会運営」  
に関わる内容が多く、続いて、総会・会議体等のオン  
ラインの活用、密を避けた総会開催・編集会議等の  
「支部運営」に関わる内容が多い結果となったと資  
料に基づき説明がされた。続いて、「アフターコロナ  
を見据えた懸念事項」は、探鳥会の再開の可能性、人

が集まる探鳥会への警戒心等の「探鳥会運営」や、オンライン等による担当者の負担増、急激なIT活用へ対応、幹事及びスタッフの減少等の「支部運営」に関しての懸念事項が挙げられ、「他支部及び財団事務局に聞きたいこと」は、まん防及び緊急事態宣言下での探鳥会開催状況について、コロナ禍での探鳥会での望遠鏡の共有方法、支部活動起因の感染事例はあったのか等が挙げられていたと説明がされ、このアンケート結果を基に、財団普及室が進行役となり、コロナ禍における探鳥会運営及び支部運営等について情報交換をする旨の説明がされた。

## ②. コロナ禍の探鳥会運営について（財団事務局 普及室）

### 1. 探鳥会中止の判断基準について

箱田普及室長代理より、コロナ禍において、緊急事態宣言の発令及び解除により、探鳥会を計画しては中止するという対応に追われ、連携団体は探鳥会中止の判断基準をどうするか悩まれたことと思われる説明がされ、アンケートで探鳥会の開催基準について回答された連携団体にはぜひ発言してほしいと依頼がされた。

手塚栃木県支部副支部長より、探鳥会開催基準は、栃木県が示す新型コロナウイルス感染症に関する「警戒度」に基づき、開催の判断日（開催日前週の木曜日）から開催日までに警戒度がステージ3（まん延防止等重点措置）、ステージ4（緊急事態宣言措置）の場合には開催しないこととした、なお、中止の場合、担当者のうち1名は現地に行き、参加者に中止を知らせたと説明がされた。

石亀東京普及部長より、東京都の感染状況の4段階の基準に基づいて判断したと説明がされ、10月末日時点で警戒レベル1に落ち着いたため、11月からは月例探鳥会は再開していると説明がされた。

嶋田もりおか副代表より、全国的に感染者数増加の中、探鳥会を開催することで、会の社会的信用を損なうことを危惧し中止していたが、昨年冬からは、探鳥会開催日の2週間前から岩手県の新規感染者を調査し、1週間に新規感染者数が14名以上（1日あたりの感染者2名）の場合は中止とする基準を策定したと説明がされ、昨年の冬から9月末までで1回のみで開催であったが、10月及び11月は再開していると説明がされた。

### 2. 探鳥会開催マニュアルについて

堀本普及室員より、アンケートにおいて、コロナ禍で安全に探鳥会を運営するためのマニュアルを作成した連携団体があったので紹介する旨の説明がされた。

田中熊本県支部支部長より、役員でテスト探鳥会を実施し、事前広報において◎支部の探鳥会における全体的な感染症対策を説明、◎探鳥会参加条件の提示、◎参加者が用意すべきものの説明、担当者の準備において◎チェックリストは2日前までに印刷して袋に入れる、◎貸出用双眼鏡は事前に消毒する、当日の進行において◎集合時参加者が密にならないよう、お互いに2m離れるように呼びかける、受付時において◎参加票を準備した箱に入れてもらう、◎

参加費、釣銭は準備せず入れてもらうのみとする、◎鳥合わせチェックリストは手袋をして配布、開始時の説明において◎体調の確認、◎新型コロナ対策の説明、探鳥会時において◎密の状態や大声での会話に対しては注意する、鳥合わせにおいては◎密にならないように2m以上離れてもらう、解散時において◎家に帰ったら手洗い、うがいの励行等の内容を、通常のマニュアルに追加して対応した旨の説明がされた。また、探鳥会担当者には、探鳥会開催前に「注意事項10項目」を読み上げ、説明することをお願いした旨の説明がされた。

田中熊本県支部支部長より、支部報やHPでの探鳥会告知においては、中止する可能性があること記載し、担当者の精神的な負担軽減を考えて、柔軟に開催の中止ができるようにしたと説明がされた。また、マスコミ等への発信は避けており、会員以外の参加募集については積極的に行っていないと説明がされた。

田中熊本県支部支部長より、写真展等は、入り口で検温等の実施、及び説明等の人員配置はしないことを徹底して実施したと説明がされた。

箱田普及室長代理より、開催前に説明する「注意事項10項目」について、参加者の反応はどうだったかとの質問がされ、原口熊本県支部事務局長より、参加者はコロナ禍の対応という認識をもって、特にクレーム等はなかったと説明がされた。

手塚栃木県支部副支部長より、新型コロナウイルス感染症の感染防止の具体的方法を定め、リーダー間の共通認識を図り、探鳥会を安全かつ円滑に運営することを目的として、参加者への事前周知事項（自宅～参加前／受付時／探鳥会～解散の行動について支部報やHPで告知）の確認、感染対策物品の取り扱いの確認、探鳥会運営（リーダーミーティングの進め方、当日受付及び事前申込の受付方法、班分けの方法、開始時の説明、探鳥会中の注意点、鳥合わせの進め方、名簿等の提出方法等）の確認等を記載し、内容を分かりやすく整理した「コロナ禍での探鳥会マニュアル」を作成した旨の説明がされた。

### 3. 探鳥会の運営方法について

箱田普及室長代理より、アンケートの「他支部及び財団事務局に聞きたいこと」にあった探鳥会運営に関わる質問について、次の通り、説明がされた。

箱田普及室長代理より、質問①「探鳥会等の連携団体の活動に起因するコロナ感染事例はあったのか」について、現時点では1例の報告も受けていないと回答された。また、「探鳥会の参加者から感染者が出た場合の責任の所在」については、法的責任の確定は難しいと考えられるが、感染したと考えられる探鳥会がマスコミ等で取り上げられた場合の風評により日本野鳥の会の信頼を大きく損ねることが問題であると説明がされた。

富岡普及室長より、質問②「望遠鏡の共用方法」について、アルコールの入手に問題がない状況になり、財団事務局で、1時間の探鳥会を実施し、参加者には、アイキャップを縮めて使用、のぞく時にはアイキャップに近づきすぎないことに留意してもらうことをお願いし、望遠鏡の共用を試行したと説明がされ、アルコールでのふき取りは1時間で4回程度、アルコールと布は使用しやすいように望遠鏡に装着した



と説明がされた。なお、詳細は、次回の探鳥会スタッフ通信に掲載すると説明がされた。

嶋田もりおか副代表より、現状の探鳥会の開催について、もりおかはコロナ禍の対応で開催しているが、他支部においては、コロナ禍の対応か、アフターコロナ対応かと質問がされた。

石亀東京普及部長より、東京では緩和について検討はしていない、コロナ禍の対応と同様であると回答がされた。

坂野宮城県支部副支部長より、基本的な運営方法についてはコロナ禍と同じであるが、参加者数が増加傾向にあり、スタッフ数が足りないため、1グループの人数が増えていると説明がされた。

坂根京都支部副支部長より、11月中は15名限定としているが、参加者人数の少ない平日探鳥会については12月から人数制限をしない予定である、また、参加者が多い場合の対応として担当者を増やすこととしていると説明がされた。

箱田普及室長代理より、財団事務局から送付のガイドライン「探鳥会を開催する場合の配慮事項」の探鳥会の参加人数15名程度は、野外で参加者同士が密を避けた状態で、リーダーの声を聴くことができるかどうかで算出している、マイクを使用した場合、フリップを使用すると適正な人数が変わることもありうる、ぜひ、実証実験をしてほしいと呼びかけた。

蒲谷奥多摩支部副支部長より、奥多摩支部は基本的には人数制限は実施していないが、参加者が多い場合は、参加者として参加の他の探鳥会リーダーに急遽対応をお願いしていると説明がされた。

松富士筑後支部支部長より、越県、越境の探鳥会を中止していたが、今回のコロナの規制緩和によって、該当支部の許可を得たうえで、現在は解禁していると説明がされた。また、探鳥会開催については、探鳥会リーダーの判断を優先していると説明がされた。

箱田普及室長代理より、アンケートにおいて、緊急事態宣言の発令及び解除への対応として探鳥会の開催や中止の案内のためHPの更新回数の増加、また、活動内容等の発信ツールとしてHPの重要性が大きくなっていると感じているという回答があったと説明がされ、手塚栃木県支部副支部長より、支部の活動を外部発信する有効な手段であるHPをさらに機能的にし、効果的な情報発信を行い、一般の方に対して、支部活動の理解度アップ、及び支部のイメージアップ、ひいては会員増につなげられるように、全国の連携団体と考える場を設けるためのZOOMによるオンラインのWG（ワーキンググループ）を立ち上げる旨の説明がされ、まずは、12月4日にWG準備会を行う旨の説明がされた。また、箱田普及室長代理より、「支部ホームページ運営についてのWGのご案内」を確認し、ぜひ参加してほしい旨の説明がされた。

### ③.探鳥会以外の支部運営について（財団事務局 普及室）

箱田普及室長代理より、アンケートにおいて、探鳥会以外の支部運営では、支部報発送作業に苦労していると回答した連携団体が多かったと説明がされた。

山部埼玉代表より、コロナ禍による会議体の中止に

より対面での支部報の編集作業ができなくなったため、意見調整に時間がかかり、1回の発行に50時間以上が費やされる状況である、発送作業は事務局長、代表、その家族で行うという状況が続いている、通常の業務の負担も増えており疲弊していると説明がされた。

長江ひょうご代表より、コロナ以前は10名程度で発送作業をしていたが、緊急事態宣言発令後は密を避けるために発送業者に委託したが、業者がプラスチック素材の封筒を使用したことにより会員からの苦情があった、以後、紙の封筒に切り替えたが費用がかさむこととなったと説明がされた。また、幹事会の会議等はZOOMを活用していると説明がされた。

松富士筑後支部支部長より、支部報発送は現在、自身と家族による作業となっている、小さい支部は大きい支部とは違った問題を抱えていると説明がされ、ZOOMのホストについては財団事務局に相談する旨の説明がされた。

箱田普及室長代理より、財団事務局から支部報発送作業への協力は難しいが、ZOOMを使用したオンライン会議等への協力は可能なので、ぜひ相談してほしいと説明がされた。

### ④.その他（財団事務局 普及室）

箱田普及室長代理より、アンケート結果から、探鳥会の減少により幹事候補者選出の場の減少、また、会員獲得の場の減少を問題としている連携団体が多いという結果になったと説明がされた。

新實愛知県支部支部長より、非会員対象のイベントを中止したことによる会員減少を懸念していたが、非会員が、会員限定探鳥会に参加するため入会するという現象が起きた。また、非会員限定の初心者探鳥会（初心者探鳥会参加者へのフォローアップも実施）を実施したところ、参加者が他の会員限定の探鳥会に参加するために入会するという状況となり、1年で49名会員増となったと報告がされた。箱田普及室長代理より、初心者探鳥会の募集方法について質問がされ、財団普及室が実施しているメール送信のみであると回答がされた。また、長江ひょうご代表より、探鳥会参加費について質問がされ、新實愛知県支部支部長より、無料であると回答がされ、初心者探鳥会運営について、申込者から20名を抽選し、スタッフ7~8名で対応、参加者には楽しんでもらうことに重きを置いたと説明された。

田澤群馬副代表より、群馬は参加者が自家用車で参加、参加者人数が30名程度なので、できる限り探鳥会を中止しなかったため、他県からの参加者、一般の参加者がいる程度だったと説明がされ、11月からの探鳥会については、参加費を群馬の会員100円、他支部の会員300円、非会員500円として開催している、非会員500円は高いのではという意見も出ているが、会員になっていただければと考えている、結果が楽しみであると説明がされた。

蒲谷奥多摩支部副支部長より、ワクチン接種率が70%を超えた状況における探鳥会開催に関するガイドラインの提案が依頼され、箱田普及室長代理より、ガイドラインについては、財団事務局も各自治体のガイドラインに沿って策定しており、ワクチン接種



率が上がったことによるガイドラインについても根拠となる各自治体の発信を待っていると説明がされた。また、財団事務局から探鳥会開催自粛の依頼をしたのは、1 回目の緊急事態宣言が発令された時点でのみであり、そのあとの連絡は、探鳥会を実施するのであれば、ガイドラインに沿ってほしいという依頼であったと説明がされた。

日比野広島県支部支部長代行より、財団事務局からのガイドラインは参考であり、連携団体独自のガイドラインをもって探鳥会を運営していいことを改めて連携団体へ伝えてほしいと意見が出された。

小林評議員より、コロナ禍の対応は悪いことだけではない、人数制限をしたことで参加者の満足度が向上していると感じている、アフターコロナの探鳥会でも一部人数制限で実施してもいいのではないかと意見が出され、また、無駄なおしゃべりの禁止、ある程度の飲食の制限ができたこともよかったと考えていると説明がされた。

情報として、石亀東京普及部長より、東京では、携帯 PC (スマホ等) で ZOOM にアクセスし、探鳥会をライブ配信するライブビュー (ライブビューイング) を開催している、12 月 4 日に開催するので、興味があったらぜひ参加してほしいと紹介がされ、午前の部を終了した。

## 2) .財団事務局 (自然保護室) からの提案等 (財団事務局・自然保護室)

### ①.風発アセスの規模要件緩和について

浦主任研究員 (自然保護室) より、2021 年 10 月 31 日の環境影響評価法施行令の一部改正により、風力アセスの対象について、第一種事業 (必ずアセス実施) の規模要件は 1 万 kW 以上から 5 万 kW 以上に、第二種事業 (経産省が要否を案件ごとに判断) の規模要件は 7,500~1 万 kW から 37,500 kW~5 万 kW 未満になった旨の説明がされた。また、野鳥への影響 (バードストライク等) は、施設規模より立地環境によるため、規模に関わらず公的アセスの実施が必要と考えられるため、風力発電事業が条例アセスの対象事業になっていない都府県で、対象事業になるように自治体や地方議会の議員等へ働きかけをお願いしたい、また、条例アセスの対象事業になっている道府県でも、規模要件を引き上げないように自治体や地方議会の議員等へ働きかけをお願いしたい旨の説明がされた。なお、自然保護室がサポートするので、浦 (自然保護室) に問い合わせしてほしいと説明がされた。

小林評議員より、風力発電施設におけるサシバやハチクマ等の渡り鳥のバードストライクの状況について質問がされ、浦主任研究員より、シギチドリ類や小鳥類についての報告はあるが、調査が不十分のため件数は非常に少ない、また、サシバやハチクマ類の猛禽については「障壁影響」(風車の存在を避けるための回避行動に起因し渡りの期間や営巣地と採餌場所との移動に影響を及ぼす) の影響が大きい可能性があるかと回答がされた。

嶋田もりおか副代表より、環境省が実施した「環境影響評価法施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集 (パブリックコメント) に提出された

件数及び内容は把握しているのかと質問がされ、浦主任研究員より、環境省からパブリックコメントの結果報告はされており、意見件数も多かったと把握していると回答がされた。

嶋田もりおか副代表より、環境影響評価法について、個別の種の保護も重要であるが、累積的評価をどうするかは非常に重要である、財団事務局のこの件に関する提言の方向性について質問がされ、浦主任研究員より、累積的評価は非常に重要であり、9 月に当会主催でウェビナーを実施した、また、資料集を発行する準備を進めている、これらを基に環境省への働きかけを進めていくと回答がされ、嶋田もりおか副代表より、調査方法、判断基準等を加味した詳細な提言をお願いしたいと追加意見が出された。

田尻自然保護室長より、この件に関する他の質問についてはメール等でお答えする旨説明がされた。

### ②.eBirdJapan について

岡本自然保護室員より、「国内の市民参加型調査のプラットフォームを整え、鳥類の個体数モニタリングに役立てる」、「支部や会員のバードウォッチングの記録を野鳥保護に役立てる仕組みをつくる」、「eBird が持つ様々な機能 (野鳥情報や探鳥地の検索) や連動する一斉バードカウント等を閲覧・利用できるようにし、デジタルネイティブ世代のバードウォッチャーの裾野を広げる」、「将来的にはバードライフのアジアパートナーの共通プラットフォームとして eBird を活用し、渡り鳥保全のための情報共有に役立てる」ことを目的に、コーネル大学鳥類学研究室と協働で eBird Japan を開発したこと、については、連携団体の皆様にも個人あるいは連携団体として活用してほしい旨の説明がされた。(【参照】 <https://ebird.org/japan/home> )

小林評議員より、珍鳥情報が漏れることはないのかとの質問がされ、岡本自然保護室員より、希少種等「センシティブな種」として扱われる種は、詳細な位置情報等の表示が制限されていること、eBird で「センシティブな種」として扱われるリストには、これまではシマフクロウのみ含まれていたが、eBird Japan 公開にあたり、地域 (日本) のセンシティブな種のリストを提出しており、今後は追加の種についても、情報が制限される予定であると回答がされた (参照: <https://ebird.org/japan/about/sensitive-species> )

蒲谷奥多摩支部副支部長より、支部の会員に知らせるための配布資料について質問がされ、岡本自然保護室員より、配布資料等の作成については検討する旨の回答がされた。

蒲谷奥多摩支部副支部長より、奥多摩支部の探鳥会のデータは公開しないルールとなっているが、財団事務局としての方針はあるのかとの質問がされ、岡本自然保護室員より、eBird に投稿された情報は基本的にオープンアクセスとなるため、支部の判断によると回答がされた。

### ③.海洋プラスチックについて

山本自然保護室自然保護 G チーフより、海鳥では、359 種のうち 110 種 (31%) において絶滅のおそれがあること、また、日本では繁殖する海鳥 38 種のうち 20

種(約 53%)が絶滅危惧種であり、最近 60 年間では世界各地でモニタリングされているコロニーにおいて全個体数の約 7 割が減少していると説明がされ、その原因のひとつが海洋プラスチックごみの影響であると資料に基づき説明がされた。また、海洋には現在、1 億 5000 万トン超のプラスチックが存在し、さらに年間 800 万トンが海洋に流入していること、海ごみにより、魚類、海鳥等少なくとも 693 種が傷ついたり死んだりしており、このうち 92%がプラスチックの影響であると説明がされた。具体的には、海鳥の摂食行動(海水面に浮いたプラスチック類を誤飲、誤食、異食行動、吸着している化学物質(DMS)の臭いに誘引)、生息地の汚染(プラスチック自体に含有、あるいはマイクロプラスチックに吸着している有害化学物質による被ばく)、生物濃縮による影響であると説明がされた。海鳥を守るために、私たちができること(まずはプラスチックゴミを減らす、野外に出さない、拾う、その活動を広げる)から実行することが重要であり、当会では、普及啓発活動(セミナーの開催や教材開発、野鳥誌等により海洋プラスチック問題の理解を深め、正しい情報をより多くの方に知っていただく)や政策提言活動(「脱プラスチック戦略推進基本法(案)」の NGO 共同提案(2021 年 2 月)、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」成立に際して NGO 共同提言(2021 年 6 月)等)、海洋プラスチックごみ対策の中長期事業計画の構築等に取り組んでいる旨の説明がされた。

### 3) 財団事務局(普及室)からの提案等 (財団事務局・普及室)

#### ① 「ツバメの子育て応援事業」へのご協力をお願い

堀本普及室員より、近年減少傾向にあるツバメについて、当会ではツバメの子育て状況調査、ツバメに関する小冊子の発行、ツバメのねぐら入り観察会の実施等を行ってきたが、本年度からは、「ツバメの子育て応援事業」として、ツバメの巣を温かく見守っている団体に感謝状を贈呈し、プレスリリース、当会の HP や SNS を通じて紹介し広報することでツバメとの共生を肯定的にとらえる意識を社会に広げたいと考えていると説明がされ、感謝状贈呈先は全国の連携団体及び財団事務局の推薦によるものであると説明がされた。なお、今年度は、9 連携団体及び財団事務局からの情報提供のもと、10 都府県 18 団体に感謝状を贈呈した旨の報告がされ、次年度も継続するので参加(参加の案内は 2022 年 1 月ご連絡予定)していただきたいと説明がされた。

矢吹茨城県事務局長より、ツバメ、コシアカツバメ、イワツバメ等のツバメ科の仲間が対象であるのかとの質問がされ、堀本普及室員より、その通りであると回答がされた。

#### ② 探鳥会のリスクマネジメントについて

箱田普及室長代理より、コロナ感染拡大が落ち着き、探鳥会が再開される今こそ、リスクマネジメントの必要性を考えていただきたいと説明がされ、探鳥会保険において、年間 2~3 件の事故報告があり、そのほとんどが骨折等重症である。事故の過失責任は、有給無給に関わらず、探鳥会の開催主体である連携

団体、リーダー及びサブリーダーが問われる、リーダー及びサブリーダーがリスクマネジメントの考え方を理解することは重要であると説明がされた。また、連携団体が主催する探鳥会等において、財団事務局の役割は、研修の機会の設置、探鳥会保険加入手続き代行、ヒヤリハットの回収と還元等の後方支援であり、探鳥会で発生した事故の責任に対する肩代わりはできないと説明がされた。

箱田普及室長代理より、財団事務局では、リスクマネジメント研修(オンライン)を、隔月で開催しているので、本日参加の皆様にはリーダー及びサブリーダーに研修の受講を進めてほしいと依頼がされ、告知は探鳥会スタッフ通信で行っていると説明がされた。また、探鳥会保険の参加者報告の際に、ヒヤリハットの報告をお願いしている、各連携団体で起こったヒヤリとしたことを取りまとめて連携団体と共有し、リスク回避につなげたいと考えている、ぜひ提出してほしいと追加説明がされた。

広塚筑豊支部事務局長より、保険概要に賠償責任保険が含まれているボランティア保険に加入している連携団体はどのくらいあるのかとの質問がされ、箱田普及室長代理が参加者に確認した結果、半数程度が加入していることが確認できた。

広塚筑豊支部事務局長より、賠償責任保険が適用された件数について質問がされ、箱田普及室長代理より、過去に事例はないと回答があった。

小宮山長野支部事務局長より、財団事務局が加入している探鳥会保険の参加者名簿の提出について質問がされ、江面普及室普及教育 G チーフより、探鳥会保険の手続きには、探鳥会の日付、探鳥会名、参加数を提出していただければ加入手続きを進められるが、事故が起きた場合、探鳥会の開催を確認するために名簿等の提出が必要になるため、都度、参加者名簿作成をお願いしたい旨説明がされた。

#### ③ 「野鳥観察・撮影のマナーガイドライン」

富岡普及室長より、野鳥観察や撮影を始めようとしている方が、「野鳥の生活を脅かすことなく敬意をもって、また、他の観察者やグループあるいは一般の方への配慮をもつことができる」ことを目的としたガイドラインを、来春、当会 HP で公開できるように準備を進めている、また、財団事務局の関係部署からの意見、8 月に開催したリーダーズフォーラムでの連携団体からの意見を踏まえて、「野鳥の観察・撮影について(含む、人への配慮)」、「画像・映像の公開について」の二部構成とした旨の説明がされた。続いて、リーダーズフォーラムで質問のあった内容について説明がされた。

箱田普及室長代理より、質問①「マナー違反と法令違反の取り扱いは？」についての説明が依頼され、富岡普及室長より、法令違反とは、法律・条例・規程・約款など明文化されたものに対して違反する行為のことで、例えば、柵が設置してある私有地に侵入して観察や撮影をすることは法令違反となるが、法律・条例・規程・約款などでの明文化されてはいないが、人に対して迷惑と思わせる行為や品位に欠けるとされる行為などをマナー違反と考えられる、今回のガイドラインでは、初心者が対象なので、法令違反についても掲載すると説明がされた。

箱田普及室長代理より、質問②「SNSでの写真公開の制限を項目に入れた理由は？」についての説明が依頼され、富岡普及室長より、かわいいヒナや心温まる親子の写真、希少な野鳥の写真は見た人の射幸心をそそるものとなり得る、また、場所を公開した場合は、多くの人が集まる結果となり、野鳥が生息地を追われることになることが想像できる（実際に起きている）、これらを防ぐためのガイドラインとすると説明がされた。

箱田普及室長代理より、質問③「種によって扱い方の違いがあるのではないかと。スズメやツバメと、サンコウチョウやアカショウビンを同様に扱っているのか」についての説明が依頼され、富岡普及室長より、今回は初心者を対象としたガイドラインなので扱い方に区別はしなかったと説明がされ、ガイドラインを手にした人が、探鳥会への参加を重ねること、野鳥観察の経験を積むことで、種による対応の違いを身に付けてもらいたいと説明がされた。

箱田普及室長代理より、質問④「撮影目的によっての違いはどうか？教育目的の撮影だったら許容されることもあるのではないかと？」についての説明が依頼され、富岡普及室長より、このガイドラインは初心者向けなので一律で表記している。教育目的の撮影に関するガイドラインとは別であると説明がされた。また、箱田普及室長代理より、野鳥観察・撮影のガイドラインの財団事務局及び関係者への周知について質問がされ、富岡普及室長より、営業シーンの写真等について必要性がある場合は掲載すべきだが、そうでない場合の取扱いについては、内部で調整していく、外部への説明の準備も進めると説明がされた。

箱田普及室長代理より、ガイドラインの発信に際して、関係メーカーや写真展開催の新聞社等への働きかけはどうかとの質問がされ、富岡普及室長より、これまでも写真コンテストでガイドラインにそぐわない写真が選出された時などは意見してきた、今後は、地方の新聞社への対応について連携団体と連携し要望書等の提出をしたいと説明がされた。

小宮山長野支部事務局長より、野鳥撮影マナーに問題がある（餌付け等での撮影など）のは、会員でない方がほとんどである、その問題のある人への対応について質問がされ、富岡普及室長より、ケーススタディを作成し、対応方法を検討していくと説明がされた。また、箱田普及室長代理より、今回作成のガイドラインが社会に浸透していくことで問題のある野鳥撮影及び観察者への抑制となることを期待していると意見が出された。

小宮山長野支部事務局長より、野鳥の生態に影響を及ぼすドローン撮影を行っている人もいるので、ガイドラインに追加してほしいと意見が出された。

橋本千葉県副会長より、ガイドライン「Ⅱ、画像・映像の公開について」に追加して、珍鳥情報拡散による野鳥への影響を考え、情報公開についての留意点も追加してほしいと意見が出され、富岡普及室長より、「③ 詳しい撮影地は公開しない」の表記内容を検討する旨の回答がされた。

山部埼玉代表より、このガイドラインを一般の方（特に野鳥撮影者）にどう伝えるかが問題であると考え、以前、自分のフィールドでアオバズクが確

認されたときに、25日間のうち自身のフィールド滞在時間に、述べ約500名（実数110名）が観察及び撮影に来ていた、うち当会会員は6名であったと報告され、会員はマナーを守っていたが、会員でない方への対応に苦慮したと説明がされ、マナーを守れない方には、挨拶をし続けることで、マナー違反への抑止となったと報告がされた。また、ブログ掲載により撮影地等を公開する方への対応は難しいと説明がされた。

松富士筑後支部支部長より、マナーに問題がある野鳥撮影者へのガイドラインが必要だと意見が出され、富岡普及室長より、まずは、今回作成のガイドラインでマナーを守れない人への外堀を埋めるようにしたい、連携団体と連携して、このガイドラインの普及を進めたいと説明がされた。

#### 4) 総括

遠藤理事長より、長時間の参加へのお礼の後、本日はコロナ禍における探鳥会運営及び支部報発送等の支部運営の問題点等について有意義な情報共有及び意見交換ができたことと意見が述べられた。なお、オンラインの活用でスムーズな情報共有が可能になったこと、オンライン探鳥会等を実施できたことは、コロナ禍での評価できる点であることから、活用が難しい連携団体についてはぜひ財団普及室に相談してほしいと依頼がされた。

探鳥会の開催については、社会的緩和内容が国や都道府県から発信された時点で、連携団体の皆様と共有したい旨の説明がされ、探鳥会運営については、コロナ禍で苦勞も多かったが、少人数探鳥会のあり方の見直し、新たな会員増への取組み等、探鳥会のあり方を考えるきっかけとなったのではないかと意見が出された。また、今後、多くの方は自然と親しむ場面が増えてくるのではないかと、探鳥会はその受け皿となる。そこで人と自然の共存のあり方を伝えられればと考えていると意見が出された。

風発アセスの規模要件緩和は、2050年のカーボンニュートラルに向けて大幅に風力発電施設建設を進めるといふ政府の方針によるものであり、国立公園や国有林のエリアの規模緩和も進んでいる、都道府県の条例での対応が必要となるので、特に風発の多い都道府県の連携団体には財団自然保護室と連携をとりながら対応を検討していただきたいと説明がされた。

e-Birdについては、野鳥観察で得た情報を世界的規模で集約することにより、保護活動に役立てることができるので、ぜひ参加の検討をお願いしたいと説明がされた。

海洋プラスチック問題への取組みは、社会的課題について野鳥を切り口として積極的に取り組むことで当会の活動を社会に広く伝えることができると考えられる。ご理解及びご協力をお願いしたいと説明がされた。

ツバメの子育て応援事業については、連携団体の協力により大きく広げることができる。連携団体と財団事務局で協働し社会に大きなうねりを起こしたいと説明がされた。

リスクマネジメントについては、安心安全な探鳥会

運営のために必要不可欠だと考える。ぜひリーダーの方たちに受講をすすめてほしいと説明がされた。

マナーに関するガイドライン作成については、まずは初心者に正しいマナーを普及していきたいと説明がされた。

ぜひ、これからも、連携団体と協働して、日本の自然保護、アジアの自然保護を進め、人と自然が共存できる社会の構築を目指したいと表明され、総括された。

◎16:05、狩野副理事長より、本日の長時間の参加へのお礼、充実した意見交換が充実できたことへのお礼、一部進行の面でご迷惑をおかけしたことへのお詫びとともに閉会が宣言された。

以 上

(総務室/林山 雅子)

#### ◆支部ネット担当より

いつも支部ネット通信をご愛読いただきありがとうございます。

新型コロナウィルスも再び落ち着かない状況ですが、鳥たちの変わらぬ様子を見ていると心が洗われるように思います。2022年もどうぞよろしく願いいたします。

日本野鳥の会

## 支部ネット通信

2022年1月号・通巻240号

#### ◆発行

公益財団法人日本野鳥の会 2022年1月25日

#### ◆担当

総務室 総務管理グループ

五十嵐真/林山雅子/松井華奈/萩原洋平/原元奈津子  
〒141-0031

東京都品川区西五反田 3-9-23 丸和ビル

TEL : 03-5436-2620

FAX : 03-5436-2635

E-mail : sibu-net@wbsj.org